

植樹義務の一部改正のお知らせ

令和4年
4月1日
の提出分から

緑化による美しいまちなみの創出等を目的として、開発行為に伴う植樹義務の制度を改正しました。事業を行う皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1

植樹義務の対象となる開発行為を変更

2

植樹の基準を「本数」から「面積」に変更

3

活用できる緑化手法を拡充

4

接道部緑化の面積ボーナスを新設

5

中心市街地の特例制度を新設



改正の概要

1 植樹義務の対象となる開発行為を変更

● こう変わります！

一戸建て住宅のみの建築を目的とした造成工事は、植樹義務の対象外になります。

New!! 【植樹義務の対象行為】

- ① 建築物、運動場、墓地等の建設を目的に行う 1,000 m²以上の規模の造成工事
(一戸建ての住宅に供する宅地のみを供給する目的の造成工事は除く) ←追加
- ② 最高高さが10mを超える建築物の建築 (一戸建ての住宅は除く)
- ③ 10戸以上の集合住宅の建築

2 植樹の基準を「本数」から「面積」に変更

● こう変わります！

これまで植樹の基準は、植樹した「本数」でしたが、これからは緑化した「面積」に変わります。植樹義務に該当する行為を行う場合は、次の基準に従って緑化してください。

New!! 【植樹の基準】

- 次の式により算出した基準面積以上を樹木等により緑化すること。
式：基準面積(m²) = (事業区域敷地面積 - 控除面積) × (1 - 建ぺい率) × 0.3
- 基準面積のうち、3割以上を大高木又は高木の緑化面積で満たすこと。

3 活用できる緑化手法を拡充

● こう変わります！

これまで活用できる手法は植樹のみでしたが、これからは地被植物による緑化やツル植物による壁面緑化、柵・アーチ緑化等も活用できるようになります。

New!!

活用可能な緑化手法

樹木による緑化

- 大高木（植栽時 6.0m 以上、葉張り 2.5m 以上）
- 高木（植栽時 2.0m 以上）
- 中木（植栽時 1.2m 以上 2.0m 未満）
- 低木（植栽時 0.3m 以上 1.2m 未満）

その他の手法による緑化

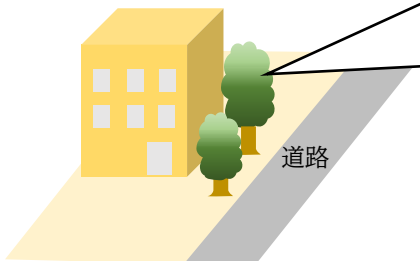
- 生け垣による緑化
- 地被植物による緑化
- 壁面緑化
- 柵・アーチ緑化
- 水面地の設置
- 自然地の保全

※各手法により算出できる面積は、「八王子市植樹義務の手引き」をご確認ください。

4 接道部緑化の面積ボーナスを新設

● こう変わります！

接道部を樹木又は生け垣により緑化すると、緑化面積を割り増しして算出できるようになります。



例えば・・・

接道部（道路から奥行き 2m の範囲）に高木を植えると
緑化面積を **1.5 倍** にして算出できます。

接道部以外に植えると 3.0 m²/本で算出

接道部に植えると 4.5 m²/本で算出

面積 **1.5 倍!**

5 中心市街地の特例制度の新設

● こう変わります！

中心市街地(JR 八王子駅周辺等)の接道部を樹木等により緑化すると、緑化面積を上記 4 より多く算出できるようになります。

※中心市街地…八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱に基づく「中心市街地環境整備区域」

例えば・・・

高木を植えた場合

接道部以外に植えると 面積 3.0 m²/本で算出

接道部に植えると 面積 6.0 m²/本で算出

面積 **2.0 倍!**

他にも、壁面や柵アーチの緑化面積を 2.0 倍することができる等の特例があります。

お問い合わせ先

八王子市環境部環境保全課 自然環境・庶務担当（市役所本庁舎 B 階） Tel：042-620-7268

◎植樹基準の詳細は、市 HP で公開している「八王子市植樹義務の手引き」をご確認ください。